

佐中広総第613号
平成25年7月16日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者 様

佐賀中部広域連合長 秀島 敏行
(公印省略)

認知症高齢者グループホームにおける協力医療機関との連携について (通知)

認知症対応型共同生活介護事業においては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日 厚生労働省令第34号)」第105条により、協力医療機関等を定めておかなければならないとされており、サービス提供体制の確保、緊急時対応等のため特養、老健、及び病院等との連携及び支援体制を整備しなければなりません。

しかし、佐賀県医師会によると、グループホームからの診療要請に対し協力医療機関が診察をせず、救急医療機関へ送るよう指示するケースが少なからず見受けられるとのことであり、このような状態では、救急医療機関に過度の負担がかかり、ひいては救急医療機関としての本来業務にも支障が生じかねないとの懸念を示されています。

については、協力医療機関が診療を適切に行うために、主に以下のような取り組みが事業所において行われるよう、再度確認をしていただきますようお願いします。

- (1) 協力医療機関と日頃から連絡を定期的にとること。
- (2) 利用者が当該医療機関を受診する際には当該利用者の症状や既往歴等受診に必要な事項を説明できるようにしておくこと。
- (3) 協力医療機関が休日・夜間に対応できないことが想定される場合には、協力医療機関と休日や夜間に対応可能な病院との連携体制について、契約の中で定めておくこと。

佐賀中部広域連合 総務課 指導係

TEL 0952-40-1131

FAX 0952-40-1165

E-mail rengo@chubu.saga.saga.jp